

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松南部地区(上小塩)	令和4年3月14日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.42 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.55 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	1.30 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.30 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p><b>■人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集落内の農業従事者の高齢化が進んでいる。</li> <li>○後継者についても、現状不足している。</li> <li>○他村への移動者が多く集落の人口も減少していることから、農地管理が困難である。</li> </ul> <p><b>■農地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農地が小区画であるため管理が難しい。</li> <li>○リタイヤ等で耕作が困難になった畑地等が荒廃化している。</li> <li>○鳥獣害がここ5～6年増加しており、農地が荒らされている。</li> <li>○大戸岳からの水系のため、水量が不足しており水田を増やすことができない。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p><b>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○集落に認定農業者がないことから、集落内外問わず新たな担い手の確保を検討する。</li> <li>○リタイヤ等で荒廃化が予測される農地については、自己保全管理農地として管理していく。</li> </ul>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 多面的機能支払制度への取組み

- 農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度に令和4年度から取り組む予定である。
- 組織体制や保全活動については、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、運営していく。

② 荒廃化が予想される農地の管理

- 農地の所有者から維持管理が困難な申出があった場合、集落として草刈りを行い農地を維持管理していく。
- 自己保全管理地については、景観作物の植栽を行うなど、新たな農地の利活用を検討していく。

③ 鳥獣害防止対策の取組

- 鳥獣被害が年々増加していることから、現在取り組んでいる電気柵や箱罾・足罾の設置などを継続して行い、農業者間での情報共有を図っていく。
- 被害を受けた場所や被害をうけた農作物等を記載した鳥獣害被害マップの作成を行い、情報共有を行う。

④ 新たな担い手の育成・確保

- 現在、集落内には、認定農業者や新規就農者がいないことから、農地の集積は進んでいない状況である。
- 高齢化が進んでいる現状から、将来の農地の維持管理を行うためには、集落内外を問わず新たな担い手の確保が必要になることから、近隣集落の担い手を含め情報共有を行い、農地の管理について検討していく。